

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 18 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 16 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 10 月 28 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 8 月 27 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、ジャスダック証券取引所市場に上場されている株式会社総和地所の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、平成 20 年 5 月 1 日午前 9 時 51 分ころから同月 7 日午後 2 時 50 分ころまでの間、3 取引日にわたり、東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号所在のジャスダック証券取引所において、別表 1 及び 2 記載のとおり、B証券株式会社を介し、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、別表 1 「買付状況」欄記載の同株券合計 72 株を買い付ける一方、同表「売付状況」欄記載の同株券合計 45 株を売り付け、及び別表 2 「買付の委託状況」欄記載の同株券延べ合計 103 株の買付けの委託を行い、同株券の株価を 4 万 1300 円から 4 万 6500 円まで高騰させるなどし、もって、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 174 条第 1 項、第 9 項、金融商品取引法第 159 条第 2 項第 1 号、平成 20 年政令第 369 号による改正前の金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

○ 課徴金の計算の基礎

(1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 174 条第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は 78 株であり、
当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け

等の数量 72 株に、同条第 9 項の規定により違反行為開始時にその時の価格 (41,300 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 7 株を加えた 79 株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (78 株) に係るものについて、

当該有価証券の売付け等の価額から、買付け等の価額を控除した額

(40,900 円×1 株+41,000 円×2 株+41,100 円×1 株
+41,500 円×1 株+41,650 円×4 株+41,900 円×2 株
+42,050 円×6 株+42,300 円×8 株+42,500 円×10 株
+42,700 円×3 株+42,750 円×3 株+42,800 円×4 株
+46,500 円×33 株)

− (40,350 円×1 株+40,750 円×4 株+41,250 円×2 株
+41,300 円×12 株+41,400 円×1 株+41,550 円×2 株
+41,650 円×6 株+41,700 円×2 株+41,800 円×2 株
+41,900 円×2 株+42,000 円×11 株+42,050 円×8 株
+42,300 円×8 株+42,400 円×1 株+42,500 円×15 株
+42,750 円×1 株)

=167,550 円

及び

- ② 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量 (79 株) が売付け等の数量 (78 株) を超えていることから、

当該超える数量 (1 株) と

当該違反行為の終了した日から 1 月以内に行われた当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量 (0 株)

のうちいずれか少ない数量である買付け等対当数量は 0 株となることから

当該有価証券の売付け等の価額から、買付け等の価額を控除した額

= 0 円

の合計額 167,550 円となる。

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1

万円未満の端数を切捨て。

別表 1

取引年 月日 (平成 20 年)	売付状況			買付状況		
	売付名義	委託証券会社	株数 (株)	買付名義	委託証券会社	株数 (株)
5 月 1 日	A	B 証券株式会社	5	A	B 証券株式会社	20
5 月 2 日	A	B 証券株式会社	40	A	B 証券株式会社	52
	(合 計)		45	(合 計)		72

別表 2

取引年 月日 (平成 20 年)	買付の委託状況		
	買付名義	委託証券会社	延べ 株数 (株)
5 月 7 日	A	B 証券株式会社	103